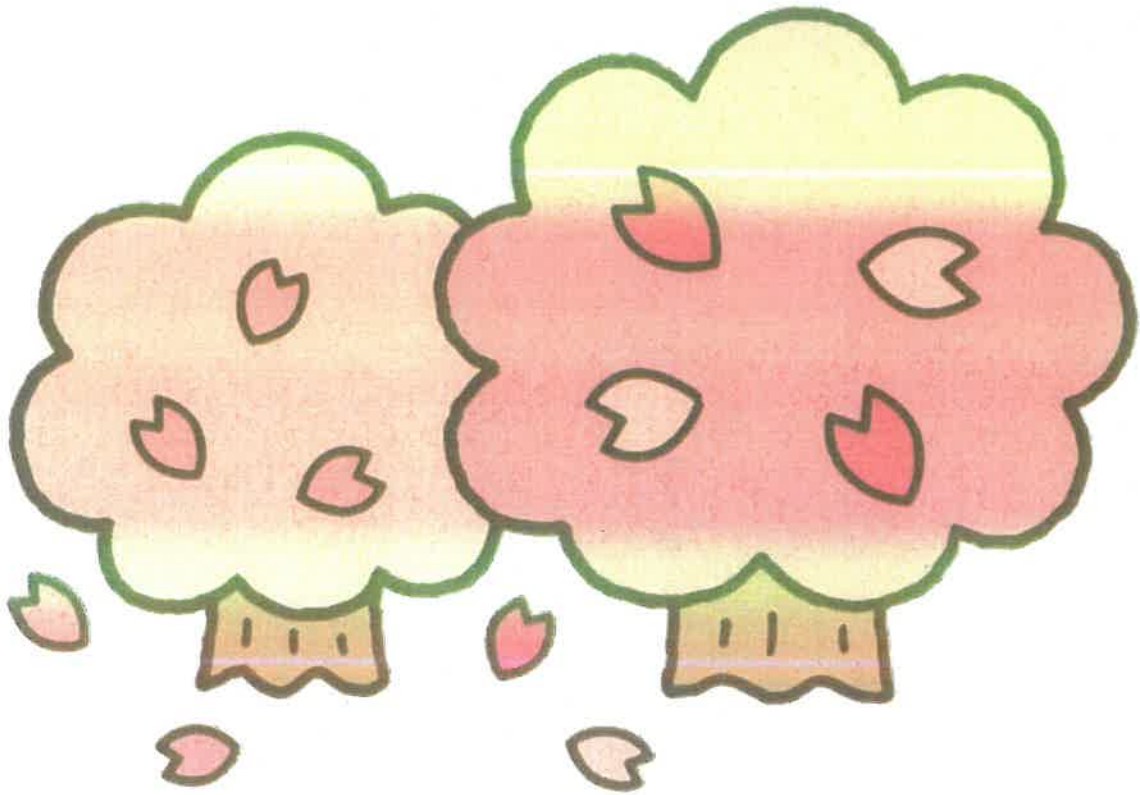


入園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人 泉福祉会
認定こども園 しいの実保育園
本園 電話：098-898-7070
分園 電話：098-987-7077
令和7年度版

認定こども園 しいの実保育園 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人泉福社会が設置する保育所型認定こども園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1)名称 認定こども園 しいの実保育園
- (2)所在地 沖縄県宜野湾市我如古2丁目26番2号
- (3)名称 認定こども園 しいの実保育園分園
- (4)所在地 沖縄県宜野湾市我如古2丁目20番5号

(施設の目的)

第2条 認定こども園 しいの実保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、員数については、受け入れ状況等により、変動することが有り得る。

(1) 施設長 (園長) 1人

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 副施設長 (副園長) 1人

副施設長は、施設長を補佐し、その責任を分担、施設長の事故あるときの代行、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 主任保育士 2人

主任保育士は、副施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(4) 副主任保育士 2人

副主任保育士は、主任保育士を補佐し、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容の確認を行うとともに、各クラスの職員の統括を行う。

(5) 保育士 22人以上

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(6) 保育補助者 3人

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(7) 栄養士 (兼調理員) 1人

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(8) 調理員 2人以上

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

(1) 第1学期 4月1日から7月31日まで

(2) 第2学期 8月1日から12月31日まで

(3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(特定教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日

ア 土曜日

イ 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日・慰霊の日

ウ 学年末休業日 (3月30日から3月31日)

エ 学年始休業日 (4月1日から4月8日)

オ 夏季休業日 (8月1日から8月25日)

カ 冬季休業日（12月29日から1月3日）

（2）保育認定子どもに係る休業日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日・慰霊の日

イ 年始休日（1月2日及び1月3日）

ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育の提供をすることがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

（特定教育・保育の提供を行う時間等）

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は午前7時00分から午後6時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（2）保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時00分から午後4時00分までと午前9時00分から午後5時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

（3）教育標準時間は、午前9時00分から午後2時00分とする。

2 当園の開所時間は、次の通りとする。

（1）月曜日から金曜日 午前7時00分から午後7時00分。

（2）土曜日 午前7時00分から午後7時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用等）

第10条 当園は、宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準を定める条例により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例により、別表1に掲げる実費を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表1に掲げる費用を徴収する。

5 当園は、預かり保育に必要な経費の一部について、利用者負担分として別表1に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は次の通りとする。

本園

学年	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号 (新2号)	0人	5人	5人	5人	15人
2号・3号	30人	30人	30人	30人	120人
合計	30人	35人	35人	35人	135人

分園

学年	0歳児	1歳児	計
1号 (新2号)	0人	0人	0人
2号・3号	12人	24人	36人
合計	12人	24人	36人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申し込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合は、宜野湾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定により抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調不良の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者または医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第15条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防災管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第16条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第17条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市から求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

第19条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 条例第3条の規定によりその例によることとされる府令第19条の規定に基づく市への通知にかかる記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

第20条

1 設置運営主体

名称	社会福祉法人泉福祉会
所在	宜野湾市我如古2丁目26番2号
電話番号	098-898-7070
代表者氏名	理事長 志良堂貴子

2 利用施設

施設の種類	認定こども（保育所型）
施設の名称	認定こども園 しいの実保育園
施設の所在地	宜野湾市我如古 2 丁目 26 番 2 号
連絡先	電話番号：098-898-7070 ファクス番号：098-870-9101
管理者	園長 志良堂貴子
対象児童	1号認定：満3歳以上で就学前の保育が必要のない子ども 2号・3号認定：児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	1号認定：3歳児 5人 4歳児 5人 5歳児 5人 2号認定：満3歳以上の児童 90人 3号認定：3歳未満の児童 30人
設立年月日	昭和 53 年 4 月 1 日
事業所番号	4720501-000045

分園

施設の種類	認定こども（保育所型）
施設の名称	認定こども園 しいの実保育園 分園
施設の所在地	宜野湾市我如古 2 丁目 20 番 5 号
連絡先	電話番号：098-987-7077 ファクス番号：098-987-7701
利用定員	3号認定：3歳未満の児童 45人
設立年月日	平成 19 年 8 月 1 日

3 当園における施設・設備等の概要

（1）施設

しいの実保育園

敷地	全敷地面積	1,301.13 m ²
	屋外遊戯場面積	504.27 m ²
建物	構 造	鉄筋コンクリート造り陸屋根 3 階建
	延面積	834.90 m ²

しいの実保育園 分園

敷地	全敷地面積	330.58 m ²
建物	構 造	鉄筋コンクリート造り陸屋根 2 階建
	延面積	366.23 m ²

(2) 主な設備

しいの実保育園

室名	クラス名	備 考
2 歳児保育室	うさぎ組	92.81 m ²
3 歳児保育室	くま組	112.86 m ²
4 歳児保育室	ぞう組	74.35 m ²
5 歳児保育室	きりん組	74.35 m ²
調理室	—	—
事務室	—	—

しいの実保育園 分園

室名	クラス名	備 考
0 歳児保育室	ひよこ組	112.41 m ²
1 歳児保育室	りす組	97.78 m ²
配膳室	—	—
事務室	—	—

4 その他

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行う。

年 齢	昼 食	おやつ
0 歳児・離乳食	10 時・1 回食 14 時・2 回食	
0 歳児・幼児食	10 時 30 分	14 時 30 分
1 歳児	11 時	9 時 (12 月まで) 15 時 30 分
2 歳児	10 時 45 分	15 時 30 分
3 歳児	11 時	15 時 30 分
4 歳児	11 時 15 分	15 時 30 分
5 歳児	11 時 30 分	15 時 30 分

※献立表は毎月ホームページに掲載し、希望者に配布。

※食物アレルギー等の対応は、医師の診断と生活管理指導票の提出が必須。

(2) 嘱託医・検査

小児科

医師名・医療機関名称	小坂真子・ちばなクリニック
所在地・電話番号	沖縄市知花 6-25-15・098-939-1301

歯科

医師名・医療機関名	荒川 彩・あらかわデンタルクリニック
所在地・電話番号	中城村南上原 448-1 1F・098-943-4887

尿・ぎょう虫検査

検査機関名：日本健康倶楽部

※内科健診、歯科健診及び尿・ぎょう虫検査は、年 2 回行う。

(3) 要望・苦情に関する相談窓口

本園 電話番号：098-898-7070

苦情受付担当者	名前	志良堂寿子	役職	主任保育士
苦情受付責任者	名前	志良堂貴子	役職	園長
第三者委員	名前	濱元初美	役職	ポケット保育園 園長
	名前	佐喜眞秀輝	役職	ゆうわ認定こども園 園長

分園 電話番号：098-987-7077

苦情受付担当者	名前	志良堂雅之	役職	副園長
	名前	棚原郁乃	役職	准看護師
苦情受付責任者	名前	志良堂貴子	役職	園長
第三者委員	名前	濱元初美	役職	ポケット保育園 園長
	名前	佐喜眞秀輝	役職	ゆうわ認定こども園 園長

(4) 虐待防止に関する事項

虐待等の受付窓口	・ 責任者：志良堂貴子 ・ 利用時間：10 時～16 時 ・ 電話番号：098-898-7070 ・ ファクス番号：098-870-9101 ・ 本園、分園ともご意見箱を設置
----------	---

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 利用者負担費用等

○保育料

1号認定 3歳児～5歳児 …… 宜野湾市が定める保育料

2号認定 3歳児～4歳児 …… 保育所と同じ保育料を適用（午後の保育と給食費込）

5歳児 1～3階層 …… 保育所と同じ保育料を適用（午後の保育と給食費込）

5歳児 4～8階層 …… 公立幼稚園保育料を適用※

※5歳児 4階層～8階層の場合、公立幼稚園保育料と給食費 6,610 円（振込手数料・税 110 円）と午後の保育料 1 日 450 円を足した額になります。給食費徴収委託先：リウコム

○保育料以外に園で徴収する費用

認定区分	一時預かり・延長保育利用料	給食費
1号認定 (新2号認定) 教育標準時間 午前9時～ 午後2時	1日 450円 平日 預かり保育時間 午前7時～9時 午後2時～6時 延長保育時間 午後6時～7時 土曜日・長期休暇 預かり保育時間 午前7時～午後6時 延長保育時間 無	給食費 6,500円 振込手数料 100円 税 10円 合 計 6,610円
2号・3号 認定	延長保育料	
保育標準時間 午前7時～ 午後6時	月額（午後6時～7時）2,500円 日割り 300円	
保育短時間 ①午前8時～ 午後4時 ②午前9時～ 午後5時	月額（午後6時～7時）2,500円 月額（その他の時間） 1,600円 日割（午後6時～7時） 300円 日割（その他の時間） 250円	
特定教育保育の提供に要する実費に係る利用者負担 ※クラスにより購入物品が異なり、物価の変動等により金額が変動する事があるため、実費徴収。購入時に明細を表示。		
項目	・出席ブックセット・名札・徴収袋・帽子・粘土・粘土ケース・粘土板 ・粘土ペラ・クレヨン・スティックのり・ハサミ・お道具箱・自由画帳 ・ワークブック・体育着上下・観劇代・連絡ノート・記念写真代	

保育内容等について

保育目標

「あかるく・つよく・すこやかに」

～現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う～

「はいと言える子、あいさつのできる子、片付けのできる子」を育てる

- ・健康で明るいこども、思いやりのあるこども ・決まりを守り、みんなと遊べるこども
- ・よく見て、よく聞き、よく考えて行動できるこども
- ・自主的に行動できる子ども、表現豊かなこども

○ 生活指導

- ・ 元気よくあいさつをする。 ・「はい」と返事ができるようにする。
- ・ 脱いだ履物を揃え、私物を管理し、公共物を大切に使用し、後片付けができるようにする。

(1) 飼育・栽培

- ・ 小動物の世話をする。(亀等) ・季節の草花を育てる。(鉢植え)
- ・ 季節の野菜の植え付けと収穫の体験

(2) リズム感を育て、集中力を養い、自己表現ができる。

- ・リズム遊び ・和太鼓 ・琉舞 ・サッカー指導

きまり

① 連絡帳（出席ノート）

連絡帳は、毎日目を通し、サインをしてカバンに入れてください。

園からは、こどもの様子や日々の保育の意図、連絡事項等を記入します。

保護者の方々からも家庭でのおこさんの様子や保護者の皆様が疑問に思っていること、育児について悩んでいること等がありましたら、お気軽に記入して下さい。保護者の皆様と園との相互理解を図るために、どんどん活用していきましょう。

② 衣類及び持ち物には、すべて名前を記入すること。

③ 玩具、お菓子などは、持たせないこと。

アレルギー体質の子等も在籍していますので、原則として食べ物の持込は禁止します。旅行のおみやげや職員に対する差し入れ等もご遠慮下さい。

朝食は、必ず自宅で済ませてから登園させて下さい。

④ 登降園は、必ず保育者を通して行うこと。

欠席する場合は、必ず保護者から連絡をお願いします。

登園は、午前9：30までをお願いします。遅くなる場合は、必ず9：30までに連絡して下さい。

*自宅からこどもだけでの登園や、保育者を介さずおこさんを園内において保護者が立ち去るようなことは、禁止します。

原則的に迎えは家族で行ってください。代理人の場合は、必ずその方の名前やご関係などを連絡帳や電話で保護者よりご連絡下さい。**事前の連絡がない場合、保護者に確認の電話等を入れる場合がありますのでご了承下さい。**

未成年者に送迎を依頼する場合は、同意書を提出してもらう場合があります。

＊登降園時に保護者が急いでいるという理由でこどもをせかさないよう心がけましょう。

⑤ 午睡用の寝具や寝具カバー等は、週末に持ち帰り、保護者各自で必ず洗濯して下さい。

⑥ 駐車場の利用について

- ・ 駐車場は、本来は職員駐車場です。若干の余裕がありますので保護者の方にも利用していただいています。少ないスペースですので、お互いに譲り合い、マナーを守っていただくようお願いいたします。
- ・ 職員は基本的に奥に駐車するようにしていますので、送迎の際には、手前側に二重駐車してください。

⑥ 保安上の指示が園からあった場合は、必ず従ってください。

園児や周辺住民の安全確保のためにご協力願います。エンジンを停めて、鍵をかけて下さい。

おこんさんのみを車に乗せて保護者児が車から離れないでください。

※園周辺の路上やアパートの駐車場前等には絶対に駐車しないで下さい。苦情が殺到しています。

⑦ 生活面でのお願い

- ・ こども達の生活リズムを整えるために、土曜日など保護者がお休みの日も 9:30 までに登園させてください。園では小学校就学に向けて長い見通しを立てて生活しています。

「家庭だけ」、「保育園だけ」ではできないことがあります。

お互いに協力し合いながらこども達にとってより良い環境作りをしていきましょう。

⑧ こどもの主体性や自立心を育むために、こどもが自分でできることは自分でさせるようにしましょう。

- ・ 服は着脱しやすいものにし、転倒防止や活動の妨げにならないためにもスリッパでなく靴（自分ではけるもの）をはかせて下さい。
- ・ 楽しく何でも食べさせましょう。
- ・ カバンなどの持ち物が自分で持てるようになったら、なるべく自分で持たせるようにしましょう。

保健と安全への配慮

病気と健康

病気のかかり方は、人により違いがあり、熱の出やすい人や出にくい人、健康法でも、「薄着が良い」とか、「暖かくしたほうが良い」とか、いろいろな考え方があります。

こどもが、色々な困難にぶつかって成長していくように、病気やケガを経験して体も強くなっています。保育園は集団生活をする場でもありますので、こども達が快適に過ごせるよう、命の危険がないよう配慮しながら保育を行っていきたいと思います。

(1) 当園では年 2 回の歯科健診及び内科健診と尿・ぎょう虫検査、月 1 回の身体測定(身長・体重)を行っています。内科及び歯科健診の受診は義務となっていますので、園で受けられなかった場合は、各自で受診していただくことがあります。ぎょう虫検査が陽性の場合は、必ず駆除して下さい。

(2) 日常生活の中で

登園時の視診：受入時の顔の表情、動き、機嫌などに気を配っています。

健康状態が思わしくない時に登園させた場合は、必ず連絡して下さい。

登園を控えたほうが良い症状の目安は、最終ページを参照してください。

(3) 発熱や体調不良が見られた時

- ・ 体温が 37.5℃以上になった場合、保護者に連絡し、自宅静養をお願いしております。

緊急連絡先を明確にしてください。保護者の連絡先、勤務先が変わりましたら速やかに担任に連絡して下さい。

また、発熱がみられない場合でも、咳や鼻水が頻繁にある場合、息苦しそうにしている場合は病院受診をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

※熱が下がり、24時間経過後、登園をお願いします。

※24時間以内に解熱剤を使用した場合は、登園をお断りする場合があります。

熱の高さが健康のバロメーターのように考えられがちですが、熱だけでなく、嘔吐、下痢、顔色、生気（ぐったりしていないか）等、いろいろな面から子どもの健康状態を見ていきたいと思います。また、その後のことを予測して、病院受診などをお勧めすることもあります。

例）体調を崩したのが、週末の場合や夜間、休日に救急病院を受診することが、予測される時。

感染性の恐れのある発疹（はしか、水ぼうそうなど）が出た場合やおたふく風邪、インフルエンザの疑いがある場合。

（４）医師が記入した意見書（診断書でも可）が必要な感染症

はしか、風疹、水ぼうそう、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O111 など）、急性出血性結膜炎等
※この入園のしおり（重要事項説明書）の14ページ以降に資料「意見書について」と「意見書」を掲載しています。必要に応じてコピーしてご使用下さい。また、園事務所にも準備しています。

※感染力の強い病気にかかった時は必ず保育園までご連絡下さい。

また、集団感染を防ぐために感染力の強い間はお休みをお願いします。

※インフルエンザについては、基本的には「発症から5日、かつ平熱に戻って72時間が経過してから登園させてください。（学校保健安全法）」

インフルエンザについては、意見書の提出は必要ありませんので、医師の指示に従ってください。

※この入園のしおり（重要事項説明書）の14ページ以降に資料「インフルエンザにかかったら」と「インフルエンザ経過報告書」を掲載しています。必要に応じてコピーしてご使用下さい。

また、意見書は園事務所にも準備しています。

（５）薬について：保護者の皆様はお仕事の都合でなかなか休めないこともあり、「熱が出れば早めに解熱剤」、「咳が出れば咳止め」と薬に頼りたくなることもあると思いますが、本来ならば、薬を飲まなければならないような時は、大人も子どもも安静にしているのが一番良いと思います。

子どもにとって、何が一番良いかを一緒に考えていきましょう。

薬の服用については、「日本保育園保健協議会」より下記の通り指導を受けておりますので、当園もそれに従い、薬を取り扱っています。是非、ご一読下さい。

下記は「日本保育園保健協議会」の文書より転載

保護者の方へ

1. お子さんのくすりは、本来は保護者が登園して与えていただくのですが、緊急止むを得ない理由で保護者が投与できないときは、保護者と園側で話し合いの上、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「連絡票」に必要事項を記載していただき、くすりに添付して保育士に手渡していただきます。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りません。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。
5. 「熱が出たら飲ませる」「咳が出たら・・・」「発作が起こったら・・・」というように症状を

判断して与えなければならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、そのつど保護者にご連絡することになりますのでご了承下さい。

6. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。

7. 持参する薬について

※医師との相談の上、できれば薬は、朝・夕の2回にしてもらい家庭での投薬が望ましいです。

①医師が処方したくすりには必ず「連絡票」を添付して下さい。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。「連絡票」はクラス担任からもらって下さい。

②使用するくすりは一回ずつに分けて、当日分のみご用意下さい。

③袋や容器にお子さんの名前を記載して下さい。

8. 主治医の診察を受ける時は、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則として薬の使用ができないことをお伝え下さい。

(6) 保育中のケガなどへの対応

ある程度のケガは、こども達が育つ過程では決して悪ではなく、安全第一の萎縮した保育は私達の望むものではありません。こどもたちは、心身ともに、こどもたち同士ぶつかり合いながら、社会性や友情を作っていくのだと考えています。これは、大人がこどもに教えてあげられるものではなく、こどもたちが経験を通してのみ学んでいけるものだと思います。しかし、生命が脅かされたり大きな障害につながったりする事故を起こさぬよう、常日ごろから緊張感をもって保育にあたっていくよう努めています。

・切り傷、すり傷などの場合は、原則的には水で洗い、降園時に保護者に連絡しています。

・骨折の疑いや脳震とうの恐れがある時など、園長や副園長等が病院受診した方が良いと判断した場合は、すみやかに保護者に連絡いたしますので、受診をお願いします。また、意識がない時などは救急車を要請することもあります。完治一カ月以上のケガの場合は、事故報告書を作成し、宜野湾市及び沖縄県に報告いたします。園内では、職員会議で再発防止についての話し合い、対策を行います。

・日常的に交通安全指導、安全な遊び方について指導を行っていきますが、万が一の場合に備えて、普通傷害保険の範囲内で対応いたします。

(7) 予防接種について

保育園は、乳幼児が長時間にわたり、集団で生活する場なので、一人ひとりのこどもの健康と安全の確保だけでなく、集団全体の健康と安全を確保しなければなりません。日ごろから、保育所保育指針に沿いこどもの健康安全確保に努め感染症やその他の疾病の予防に努力しています。

感染症が発生した場合には、流行規模を最小限にする対策を行うことが重要であり、日頃からワクチンの接種状況を把握しておくことで、感染症発生時に、集団発生するリスクを予想し、保護者への情報提供を迅速に行うことができます。定期的に予防接種歴の確認を行いますので、ご協力をお願いします。

(8) 市が行う定期健診（無料）について

宜野湾市が行っている定期健診（乳幼児、歯科等）は、積極的に受けるようにしましょう。

保護者の皆様が、直接、おこさんの発達などについて、専門の先生の意見を聞くことができます。

(9) SIDS（乳幼児突然死症候群）について

赤ちゃんが事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気です。このしおりの巻末に参考資料を添付していますので、ご確認ください。また、園でも0～1歳前後のおこさんの睡眠中は、定期

非常災害対策

○台風時の保育の取り扱いについて

- (1) 沖縄本島内に暴風警報が発令され、路線バスが運休している場合、保育園は臨時休園とします。
- (2) 登園後に路線バスの運行が停止した場合にも臨時休園とします。
保護者は速やかに園児を迎えに来てください。
- (3) 午後1時頃までに路線バスの運行が再開した場合は、その1時間後に開園します。その際は、昼食を済ませてから登園させるか、弁当を持たせてください。
※11時以降に開園すると、給食の準備が出来ない為。
- (4) その他、緊急災害などの発生により、平常保育ができないときは臨時処置をとることもあります。

○大規模地震災害等の対応について

基本的には、園舎が耐震性の高い建物になっていますので、大地震が起きてもすぐには園舎を離れず、園内に待機している予定です。ただし、園舎の被災が大きくて危険であると判断した場合や周辺に火災が発生した場合は

- ① 我如古児童センター ② 市民図書館 ③ 我如古区公民館の順番で避難します。

場所を移動するときは張り紙でお知らせします。大地震が発生したら、直ちに保育を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休園とします。

○園児の引き渡しについて

保護者の方は園児の引き渡しを行いますのですぐに保育園に来てください。

保護者がお迎えに来られない場合は、しいの実保育園調査票に届けられている代理人の方に引き渡します。届け出た代理人でない場合は担任保育士と園長等複数の職員と（可能な場合）園児本人にも確認をとり、その代理人の本人確認と署名をいただき園児を引き渡すこととします。ただし、状況によっては引き渡しを拒否することもあります。

家庭にいる場合は登園させないでください。登園途中の場合は帰宅してください。

○残留園児の保護

- (1) 保育時間内に園児を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで保育園内で原則24時間は園児を保護します。
- (2) 園内にいるのが危険だと園長等が判断した場合は、避難場所で保護します。その場合、園舎正門付近に立札や掲示板等で、保護者に避難先等を伝達できるように、できる限りの策を講じます。
- (3) 保育園で震災後24時間が経過し、保護者から連絡が無い場合や親の安否が確認できない場合は、災害遺児として避難場所に園児を預けます。

その他の事業

- ・ 特別支援保育 9名以内 ・ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
サッカー指導 毎週木曜日（地域の小学3年生までのお子さん参加可）
- ・ 子育て支援センター 月～土 9:30～13:00 14:00～16:00
木曜日の午後と土曜日は園庭解放のみ

年間行事予定

4 月	・入園式及び進級式 ・尿、ぎょう虫検査 ・分園害虫駆除（協力願） ・こいのぼり掲揚式
5 月	・保育懇談会 ・本園害虫駆除（協力願）・親子ふれあい運動会
6 月	・内科健診 ・歯科健診 ・交通安全指導 ・環境整備作業 ・個人面談（5 歳児クラス）
7 月	・おまつりごっこ
8 月	・水あそび
9 月	・敬老のはがき投函 ・はごろも祭り ちびっこエイサー（4 歳児クラス出演）
10 月	・お泊り保育（5 歳児クラス）・総合避難訓練 ・尿、ぎょう虫検査 ・内科健診 ・歯科健診
11 月	・記念撮影 ・おゆうぎ会
12 月	・クリスマス子ども会
1 月	・親子遠足
2 月	・節分（豆まき）・お別れ遠足（5 歳児クラス）
3 月	・卒園式 ・修了式及びお別れ会

* 毎月の行事：避難訓練 ・身体測定 ・誕生会 ・弁当会（第 3 木曜日）

地域の行事や職員研修等の都合により変更になることがあります。

* 運動会・おゆうぎ会は、会場等の都合により変更になることがあります。

※ 9 月より与那国馬との触れ合い会を 4 回予定しています。

0 歳児クラスの持ち物

☆保護者が準備するもの

- ・着替え（上着・ズボン・3組程度）・紙オムツ・紙パンツ（5～6枚）
紙パンツの中に着替えを入れたものを2セット
 - ・汚れ物入れ袋・食事用エプロン（2枚）・バスタオル（体ふき用）
 - ・ハンドタオル 毎日2枚（お顔拭き用）・哺乳ビン（プラスチック）・替えの乳首1～2個
 - ・個人用寝具
午睡用マット（カバー付）・夏・・・子ども用タオルケット 冬・・・毛布 寝具用カバン
- ※詳しいことは、担任面接時にお伝えします。

☆園で準備するもの（園で一括購入するもの）

- ・おしらせばさみ・おたより帳・名札・徴収袋
- ※新年度用品代は明細を付けて徴収袋で請求します。

☆お弁当会について ○お弁当は、幼児食を開始した月から始めます。

☆0 歳児（ひよこ組）日課（延長保育時間は、標準時間の場合です。）

幼児食を食べる子	離乳食を食べる子
7:00 順次登園（視診、検温、おむつ交換、1 歳児と合同保育）	
9:00 朝のおやつ おむつ交換	9:00 保育者と一緒に遊ぶ
9:30 朝の活動・自由遊び	おむつ交換
10:00 朝の活動Ⅱ・保育者と一緒に遊ぶ おむつ交換・トイレトレーニング	10:00 一回食の準備（手洗い・手の消毒） 食事
10:20 食事の準備（手洗い・手の消毒）	10:45 食後、沐浴又はお顔拭き
10:30 食事・食後、沐浴又はお顔拭き 着替え	着替え・自由遊び
自由遊び	11:45 順次午睡に入る
11:45 順次午睡に入る	13:00 順次起床・保育者と一緒に遊ぶ
14:00 順次起床 トイレトレーニング	おむつ交換
14:20 おやつ準備（手洗い・手の消毒）	14:00 二回食準備（手洗い・手の消毒） 食事
14:30 おやつ お顔拭き・着替え・自由遊び	15:00 食後、沐浴又はお顔拭き 着替え・自由遊び
	※必要に応じて授乳
16:00 降園準備・自由遊び・順次降園	
18:00 保育終了	
18:00～19:00 延長保育	

1 歳児クラスの持ち物

☆保護者が準備するもの

- ・着替え 紙パンツの中に着替えを入れたものを2セット（予備で上着・ズボン・2組程度）
- ・紙パンツ（4～5枚） ・フェイスタオル（体ふき用）
- ※トイレトレーニングが始まったら、ビニール袋（おもらし用）1枚、綿パンツ、ズボンは多めに持たせて下さい。
- ・汚れ物入れ袋（1枚）・ハンドタオル（2枚）・コップ（名前記入）
- ・コップ入れの巾着袋（カバンに取り付けてください）
- ・夏はタオルケット 冬は毛布（午睡用）
- ・個人用寝具（おおよそ80cm×130cmの大きさをお願いします）
- ※詳しいことは、担任に直接ご確認ください。

☆1 歳児（りす組）日課（延長保育時間は標準時間の場合です。）

7：00	順次登園・自由遊び（0歳児クラスと合同保育）
8：00	クラスへ移動・排泄・トイレトレーニング
8：15	自由遊び
9：00	朝のおやつ（12月まで）
9：45	朝の活動（体操・歌・絵本の読み聞かせ）
10：00	設定保育（6月～）
10：30	排泄・食事準備（手洗い・手の消毒）
11：00	食事 食後（お顔拭き・着替え・排泄）・自由遊び
12：30	午睡
15：00	順次起床・トイレトレーニング
15：30	手洗い・おやつ
16：00	お顔拭き・着替え・自由遊び
16：30	降園準備・自由遊び・トイレトレーニング
18：00	保育終了
18：00 ～19：00	延長保育

2 歳以上児クラスの持ち物

☆保護者が準備するもの

- ・着替え（シャツ、ズボン、パンツ）
- ・ハンドタオル（お顔拭き用 手拭き用）
毎日：うさぎ組 くま組 3 枚 ぞう組 3 枚 きりん組 1 枚（進級後しばらくは 3 枚）
- ・汚れ物入れ袋（着替え入れ）
うさぎ組 2 枚 くま組 ぞう組 きりん組 1 枚
- ・個人用寝具 夏は、午睡用タオルケット 冬は毛布 ※布団とまくらは持たせないでください。
(掛け布団)
- ・2 歳児クラスうさぎ組と 3 歳児クラスくま組は、コップ
- ・4 歳児クラスぞう組と 5 歳児クラスきりん組は、水筒

☆園で準備するもの（園で一括購入するもの）

- ・園用帽子 ・体育着（2 歳児、3 歳児、4 歳児、5 歳児）
- ・教材（クレヨン、粘土、自由画帳、はさみ、その他）
※新年度用品代は明細を付けて徴収袋で請求します。

☆2 歳児（うさぎ組）・3 歳児（くま組）・4 歳児（ぞう組）・5 歳児（きりん組） （延長保育時間は、標準時間の場合です。）

7：00	順次登園・持ち物の片付け・自由遊び（2 歳児～5 歳児合同保育）
8：00	うさぎ組クラスへ移動・自由遊び
8：30	くま組、ぞう組、きりん組クラスへ移動・自由遊び
9：45	朝の活動
10：00	設定保育：水曜日（リズム遊びなど）
10：45 ～11:30	昼食準備・昼食 食後の片付け・お顔拭き・着替え・自由遊び
12：30	午睡準備・午睡
15：00	起床・午睡の後片付け・おやつの準備
15：30	おやつ・おやつの片付け・お顔拭き・着替え
16：00	降園準備 順次降園 サッカー指導（毎週木曜日・5 歳児クラス）
18：00	延長保育開始
19：00	延長保育終了

※ 1 号認定のおこさんは、教育標準時間内の活動内容をご参照ください。

意見書（医師記入）について

小中学校では意見書の提出を求められない場合もあるようですが、乳幼児は抵抗力が弱く重症化しやすいので、当園では感染症については厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』に沿って慎重に扱っております。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が、集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。ご協力よろしくお願いいたします。

○医師が意見書を記入することが考えられる感染症○

厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』より抜粋

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹（じかせん ちよう）後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹（ぜっかせん ちよう）が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病源体保有者の場合、トイレでの排泄（せつ）習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確にできない感染症については（－）としている。

意見書（医師記入）

しいの実保育園園長殿

入園児童氏名

年 月 日 生

病 名 該当疾患にチェックをお願いします

☐	麻疹（はしか）※
☐	風しん
☐	水痘（みずぼうそう）
☐	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
☐	結核
☐	咽頭結膜熱（プール熱）※
☐	流行性角結膜炎
☐	百日咳
☐	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）
☐	急性出血性結膜炎
☐	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

*かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

*保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください

登園届（保護者記入）について

当園では、感染症にかかったお子さんの体調ができるだけ速やかに回復するよう適切に対応するとともに、抵抗力が弱く重症化しやすい乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園内での感染拡大を防止する為、感染症については厚生労働省の『保育所における感染症ガイドライン』に沿って慎重に扱っております。

下表に記載された感染症に罹患したお子さんが登園する際には、

- ① お子さんの健康（全身）状態が保育園での集団生活に適応できる状態まで回復している
- ② 保育園内での感染症の集団発生や流行につながらない

以上のことにご配慮くださいますようお願いいたします。

○医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症○

厚生労働省『保育所における感染症対策ガイドライン』より抜粋

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確にできない感染症については(一)としている。

登 園 届

(保護者が記入して保育園へ提出してください)

しいの実保育園園長殿

入園児童名

年 月 日 生

病 名 該当疾患にチェックをお願いします

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	R S ウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹

医療機関名 を

年 月 日 に受診し

と言われましたので

年 月 日より登園いたします。

保護者名

*保護者の皆さまへ

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

インフルエンザにかかったら

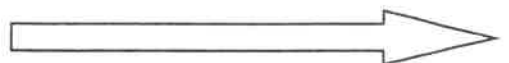
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後（幼児にあっては）3日を経過するまで」 出席停止となります。

学校保健安全法施行規則第19条より

*この条件は、発症した日（発熱が始まった日）を含めて最低6日間の出席停止が必要となります。

		発症日	発 症 後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目		
例 1	発症後1日目に 解熱した場合	発 熱	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目				
		出席停止————→						登 園 可			
例 2	発症後2日目に 解熱した場合	発 熱	発 熱	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目				
		出席停止————→						登 園 可			
例 3	発症後3日目に 解熱した場合	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目			
		出席停止————→							登園可		
例 4	発症後4日目に 解熱した場合	発 熱	発 熱	発 熱	発 熱	解 熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目		
		出席停止————→									

*その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていきます。



*発症日とは発熱などの症状が始まった日で、その日を0日と数えます。

*解熱後3日とは解熱した日（37.0℃以下 または 平熱に戻った日）を0日と数えます。

過去のインフルエンザ大流行時に医療機関が大混乱を起こしたため、現在は登園許可証の提出は必要ありませんが、代わりに

保護者が記入して提出する『インフルエンザ経過報告書』が必要となります。

保育園での感染拡大とまん延防止のため、ご協力よろしくお願いいたします。

インフルエンザ経過報告書

(保護者記入)

園児氏名

1. 発症日 年 月 日

2. 診断日 年 月 日

3. 診断名 インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明 (検査はしていない)

※該当する診断名を○で囲んでください。

4. 受診医療機関名

5. 体温測定

	体 温 測 定 月 日	測 定 時 間 / 体 温	測 定 時 間 / 体 温
発症日	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
1日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
2日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
3日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
4日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
5日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
6日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
7日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
8日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
9日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C
10日目	月 日 ()	午前 時 分 / °C	午後 時 分 / °C

太線の枠内は必ず出席停止です

*記録欄が足りない場合は、裏面に記録してください

6. 解熱した日 年 月 日

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いします。

年 月 日

保護者氏名

印

食物アレルギー除去食を希望する保護者の皆様へ

当園では、平成24年度より食物アレルギーのあるお子さんへの対応は、厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿っておこなっております。

「保育所におけるアレルギーガイドライン」では、『保育所における食物アレルギーの対応においては、給食提供を前提とした上で、「保育所内でのアレルギー発症を防ぐ」ことが第一目標ですが、成長が著しい子どもの心身の健全な発育・発達の観点から、不必要な食物除去がなされることがないように、医師の診断及び指示に基づく生活管理指導表を用いた原因食品の完全除去を行うことが基本』としています。

以下の内容をご理解いただき、ご協力よろしくお願いいたします。

食物アレルギーへの対応

～厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より抜粋～

◆生活管理指導表を活用した組織的対応

- ・食物除去の申請には、医師の診断に基づいた生活管理指導表が必須である。入園時又は診断時、及び年1回以上、必要に応じて更新する。
- ・食物除去の申請には、医師が記入した生活管理指導表に、保護者が記入した食物アレルギー除去食依頼書を添えて提出する。
- ・食物アレルギーの有症率は、乳幼児期が最も高いですが、成長とともに治癒することが多いことから、不必要な除去がなされることがないように、定期的な見直しが必要になります。

◆安全を最優先した完全除去による対応

- ・食物除去は、安全な給食提供の観点から、原因食品の完全除去を基本とする。
- ・除去していた食物を解除する場合は、医師の指示に基づき、保護者と保育園の間で書面申請をもって対応する。

◆安全に配慮した食事の提供

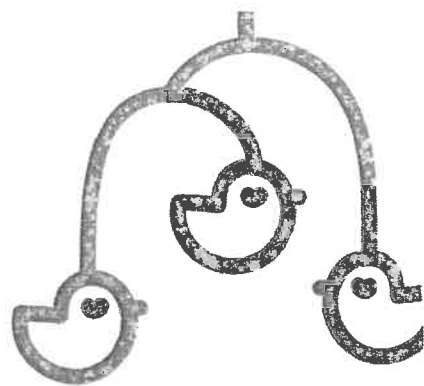
- ・基本的に、保育園で「初めて食べる」食物が無いように保護者と連携する。子どもが初めて食べる食品については、家庭で安全に食べられることを確認してから、保育園で提供を開始することを基本とする。

◆除去していたものを解除するとき

- ・安全を最優先するため、食物アレルギー原因食品の部分解除は行わず、“完全除去”か“解除”の両極で対応し、保護者が記入した食物アレルギー除去食解除依頼書を提出する。
- ・負荷試験の結果、食べられるという医師からの診断があっても、家庭において複数回、保育所での最大摂取量を食べても症状が誘発されないことを確認した上で、保育所での解除をすすめる。

乳 幼 児 突 然 死 症 候 群

睡眠中の 赤ちゃんの 死亡を減らしましょう



睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS: Sudden Infant Death Syndrome）という病気のほか、窒息などによる事故があります。

- SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。
- 平成29年には77名の赤ちゃんがSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。



SIDSの発症率を低くする 3つのポイント



1 1歳になるまでは、寝かせる時はあおむけに寝かせましょう



2 できるだけ母乳で育てましょう

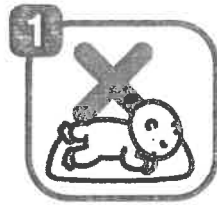


3 たばこをやめましょう



SIDSの予防方法は確立していませんが、
以下の3つのポイントを守ることにより、

SIDSの発症率が低くなるという データがあります。



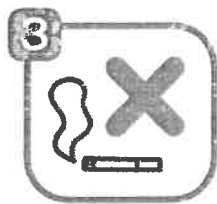
1 歳になるまでは、寝かせる時は あおむけに寝かせましょう

SIDSは、うつぶせ、あおむけのどちらでも発症しますが、寝かせる時にうつぶせに寝かせたときの方がSIDSの発症率が高いということが研究者の調査からわかっています。医学上の理由でうつぶせ寝を勧められている場合以外は、赤ちゃんの顔が見えるあおむけに寝かせましょう。この取組は、睡眠中の窒息事故を防ぐ上でも有効です。



2 できるだけ母乳で育てましょう

母乳育児が赤ちゃんにとっていろいろな点で良いことはよく知られています。母乳で育てられている赤ちゃんの方がSIDSの発症率が低いということが研究者の調査からわかっています。できるだけ母乳育児にトライしましょう。



3 たばこをやめましょう

たばこはSIDS発症の大きな危険因子です。妊娠中の喫煙はおなかの赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。妊婦自身の喫煙はもちろんのこと、妊婦や赤ちゃんのそばでの喫煙はやめましょう。これは、身近な人の理解も大切ですので、日頃から喫煙者に協力を求めましょう。

厚生労働省
ホームページで
ご覧いただけます

乳幼児突然死症候群(SIDS)について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)について

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids_guideline.html

お問い合わせ先

乳幼児突然死症候群(SIDS)については、各都道府県・市町村の母子保健担当課及び保健所・保健センターなどでご相談に応じています。

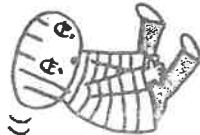
こんな症状のときは登園を

体調が悪いときの無理な登園は、子どもにとって大きな負担です。無理をすることで病気が重症化してしまったり、治りかけていた病気がかえって長引いてしまうことも。また、病気を友だちにうつしてしまいうつしてしまう可能性もあるので、このくらいなら大丈夫かな？ではなく、登園を抑えるべき症状をしっかり知っておくことが大切です。

＊登園を抑える症状

下記の症状のいずれかが当てはまる場合は、登園を抑えるようにしましょう。

全身症状

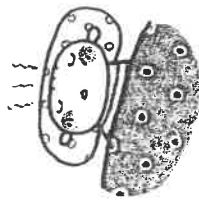


- 機嫌が悪く元気がない
- 顔色が悪い
- ぐったりしている

+

発熱・下痢・おう吐
せき・発しん
いずれかのほかがある場合

発熱



- 朝から37.5℃を超える熱があり、食欲・元気もない
- 24時間以内に解熱剤を使用した
- 24時間以内に38℃以上の熱が出た
- 平熱より1℃以上高い（1歳以下の乳児）

※体温は目安です。子どもの平熱に応じて判断するようにしましょう。

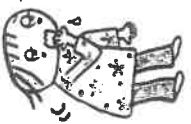
下痢



- 24時間以内に2回以上の水様便がある
- 食事や水分をとると下痢をする
- 下痢に伴い、体温がいつもより高め
- 下痢症状があり、朝おしっこが出ない

控えましょう

おう吐



- 24時間以内に2回以上のおう吐がある
- おう吐に伴い、いつもより体温が高め
- 食欲がなく、水分もとりたがらない

せき



- 夜、せきをして目が覚めてしまう
- 呼吸をするとゼイゼイ、ヒューヒュー音がし、呼吸困難の症状がみられる
- 呼吸が速い
- せきに伴い37.5℃以上の熱がある
- 少し動いただけでせきが出る
- 食欲がなく、朝食や水分がとれない

発しん



- これまでなかった発しんにより、感染症が疑われ、医師から登園を抑えるように言われた
- 発熱の伴う発しんがある
- 口内炎のため食事や水分がとれない
- 顔など患部を覆えない場所にとびひができたとき
- 浸出液が多く、他の子どもへの感染の恐れがあるとき
- かゆみが強く、手で患部をかいてしまうとき

「とびひ」とは

とびひは、すり傷や虫さされなどのひっつき傷に細菌が入り、水ぶくれができるもので、夏場に子どもたちがかかりやすいものです。かゆみがあり、かいて水ぶくれをつぶすと、別のところに「とびひ」してしまい、他の人にうつしやすいので注意が必要です。